

第 2 5 期 第 1 7 回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

伊予市農業委員会

第 2 5 期

第 1 7 回定例農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 0 月 3 1 日（木）午後 1 時 3 0 分から、農業振興センターにおいて第 1 7 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 9 名
農地利用最適化推進委員	2 名
事 務 局	局長
	次長
	係長

議事日程

（議案）

第 6 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	8 件
第 6 3 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について	1 件
第 6 4 号	伊予農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	1 件

（報告）

第 2 5 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による届出について	1 件
第 2 6 号	農地の使用貸借解約通知について	5 件

事務局

それでは皆様定刻の時間となりましたので、只今より第17回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

＜一同、礼＞

ご着席下さい。

それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしくお願いいたします。

議案第62号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	北海道	●●	さん
譲受人	上三谷	●●	さん
申請地	上三谷字●●	田	●●㎡
譲受人の耕作面積	●●	㎡	
申請理由	(譲受人)	新規就農	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の3ページと4ページに農作業従事計画書と収支計画を掲載しています。4ページの収支計画のとおり令和5年からミニトマトの栽培で農業を開始していたので●●円は実績です。今年はナスの栽培に切り替わっています。新規就農者向けの補助事業はいまのところ活用せず就農されています。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 農業委員

私の近所で土地もわかっておりますが、周りに聞いたら水はけが悪い土地を譲ってもらい、そこに柑橘を作りたいと言っております。48号を植えたいとのことで「水はけ悪いので大丈夫ですか」というような話はしたのですが、農協から買うような話を聞きまして、「何とかなるように農協に確認をしてみても」と話をしました。本人としてはやる気があり、ここに書いてありますように今年はナスを作るということでかなり広くされております。できるだけ周りとしてはいろいろ助けてあげたいなというところです。ご本人さんが来ておりますので、お話を聞いていただきご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

すみません。資料を見せていただく限りでは、田んぼを贈与ということになっておりますね。資料では名義上、北海道になっておりますが、田んぼは実際、上三谷にあって贈与という形で全部あげるということですよ。それで始まるということですか。

●● 農業委員

本人と2、3回話したのですが、柑橘をするならここに限らず土地は探したらいくらでもありますし、来年の4月、5月までは大丈夫ですからいいところを探してみてもという話をしております。

●● 農業委員

柑橘は水はけが悪いよりはいい方がいいですよ。周りの方が言われる点でもね。元々田んぼの後ということで造成はしてないですか。

●● 農業委員

まだ何もしていないです。排水工事もしないといけないと思っております。

●● 農業委員

1 枚で 1 反 1 畝あるということですか。

●● 農業委員

そうです。

事務局

先ほどの質問で事務局から補足させていただきます。この土地は、●●さんのご自宅の隣になります。近いのと●●委員さんからお話がありましたがご親族の土地なのでそれも含めて譲られるということです。

●● 農業委員

土地の価値が下がっても土地を大事にしておられる方もおられるし、贈与という形でやろうという方もいらっしゃいますね。

議長

その辺りについては本人さんが来られておりますので、質問がありましたら聞いてもらえたらと思います。他に無いようでしたら、新規就農者の方にお越しいただいておりますので本人さんからの発表に移ります。それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の就農計画について発表をお願いします。

●●さん

よろしく願いいたします。就農した経緯ですが農業は正直、全くの素人でした。元々別の業界で仕事をしておりまして、かなり過酷な環境で働いていました。ある程度その会社では成功したのですが、あまりにも働きすぎて身体を壊したという経緯がありまして、仕事を辞めて 1 年間休みました。その時に私が持っていた価値観が、日本でよくある長時間労働でお金を稼ぐことが美というような考えでしたが、いろいろ情報を見聞きしてその価値観をガラッと変えて、どちらかというと言いますかのんびり生きていく方に路線を変更しました。そして、身内に農家をしているものがいましたので、話を聞いて農家をしながら他にもやりたいことがありますので、そちらもしながら今言ったような生き方をしていこうかなという考えのもとで、去年から農家を始めました。去年は、ミニトマトをさせてもらったのですが、今年からはナスに切り替えて、最初は自分に合ったものをやりたくていろいろ探り状態でしているのですが、今年はナスをしてよかったと思っています。来年からも夏はナスをメインに

しようと思っておりますが、それに加えて柑橘をしたくて、今回、譲渡してもらおう土地は、私の叔父にあたるものが所持をしております、叔父は愛媛にはいなくて全く使用をしていないということで譲渡となりました。今回、柑橘のためにこのようなお話をさせてもらっております。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

柑橘 48 号をお考えのようなお話ですが、48 号は紅プリンセスで愛媛県も指導をされておまして最近ようやく結実しまして販売になるかと思います。48 号は当然のことながら 3 月の頭頃に出荷になるかと思います。収穫となると上三谷やどの地域でも同じですが、鳥獣被害のことを考えないといけません。露地ならば当然のこと収穫まで長い間になりますので、その辺りを考えないと収穫に及ばないかと思います。鳥獣被害対策を考えると施設でないとなかなか難しいのではないですか。

●●さん

正直、施設で紅マドンナをしたいと思っておりますが、ただ、今現状の資金を考えて一旦 48 号から手を付けていきたいなと思うのとまったく経験がないので、そういった意味でもまずやってみたいというのがあります。露地ではありますが。

●● 農業委員

水はけが悪いとなると、当然というかどうしても消費者の味好みの志向が高いので、糖度や味の問題があるのではないのでしょうか。水はけ対策は、大変な仕事だと思いますが、その辺りを考えていかないといけないと思います。

●●さん

そうですね。はい。

●● 農業委員

●●さんと話をしてから、この間、僕らの地域の施設部会のほうで 48 号の視察に行った話を聞いたのですが、やっぱり今言われたように施設じゃないときれいなものがないということと、今年は特に日焼けをしたり表面が粗くな

ったりしてなかなかいいものが取れないと聞きました。

●●さん

その話もこの前いただいて農協に話を持ち掛けたのですが、もう注文をしてしまっているのでキャンセルは無理でした。キャンセルできるのであれば、せとかやレモンに変更しようと思ったのですが、無理なので一度やってみようと思っております。最悪、今後植え替えをしないといけなくなるかもしれませんが、とりあえず経験としてこのまま行ってみようと思っております。

●● 農業委員

施設は当然のことながらお金がかかりますから農業委員会の事務局の方と相談をしてお金の出し口を考えてもらったらいいかもしれませんね。それでないと48号はなかなか難しいと思います。

●●さん

植えた後、施設を建てることができるという話を伺ったので、そこは検討したいと思います。

●● 農業委員

それが1番だと思います。植えて2、3年して実が結実してから施設を建てたらいいと思います。

●● 農業委員

ネットをするのであれば今年から48号は補助金が出るようになっています。半額補助だと思いますが、建てるのは4年後くらいですか。

●●さん

そうですね。

●● 農業委員

やっぱり機械を入れて床をぬいておかないと水はけがよくなりません。

●●さん

分かりました。

●● 農業委員

平坦なので余計に水はけが悪いですよ。勾配があればいいのですが。

議長

そういったことを検討しながら JA さんの補助金もありますので、考えていただけたらと思います。他にございませんでしょうか。無いようでしたら●●さんには退出していただきます。ありがとうございました。改めまして番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	上野	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	宮下字●●	畑	●●㎡
申請理由	(譲受人)	家庭菜園	
	(譲渡人)	農地管理困難	

権利の種類 売買による所有権移転

本日、●●委員さんが欠席されておりますので委員さんの意見と合わせてご説明いたします。譲受人の住所が松山市になっていますが、今回の申請地に隣接する住宅を購入しての申請になります。以前の所有者の方も庭に隣接する家庭菜園として使用しており、担い手が耕作するような耕作条件のよい農地ではないと判断されます。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号2について承認いたします。
続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人	三秋	●●	さん
譲受人	三秋	●●	さん
申請地	三秋字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難		

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ3番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

今回、購入される●●さんは、●●才でございます。後継者もおられて柑橘等、面積拡大されております。この売買の土地ですが5、6年前から●●さんに借りて紅マドンナを栽培して6、7年になり収穫もできております。今回、売買ということで、今後のことを考えて購入に至ったということです。以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

●●さんは三秋の峠の端の方ですか。

●● 農業委員

ではないです。前農業委員さんで、息子さんはJAに勤められて指導員もしておられますので、今後、増やしていきたいということも含めて購入されるということです。

●● 農業委員

まだ30代で若いですね。

西村 浩二 農業委員

そうですね。年齢はわかりませんが将来、譲受人の●●さんの後を継ぐように聞いております。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号3について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	双海町串	●●	さん
申請地	双海町串字●●	畑	●●㎡
	他3筆 合計	●●	㎡
譲受人の耕作面積	●●	㎡	

申請理由

(譲受人) 経営規模拡大

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類

売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ4番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

●●さんは、農地を相続しましたが、場所もわかりませんでした。自分ではどうにもならないので近くの人でやってくれる人を探していたところ●●さんが見つかりました。●●さんは、認定農業者で●●という会社をして農業を手広くしております。受け手としては問題ありません。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

ここは何が植えてあるのですか。荒らしているところですか。

事務局

すみません。事務局からお話させていただきます。現地確認をしてきたのですが、●●さんの相続される前の方が柑橘を多少植えていました。段々荒れてきているのでこのまま荒らすよりはということで贈与ということになったようです。

●● 農業委員

そこを何か植えるお考えはありますか。管理ぐらいですか。

事務局

直接、●●さんの園地とも隣接しておりますので広くてなるところは植えられる、そうでないところは自分の園地に草が来ないようにというようなこと

を考えておられます。

●● 農業委員

どこもですが、管理できていない放棄地が近くにあったら大変困りますよね。他のところを管理しないといけない状態が増えてきていますので、このように管理していただけたら一番幸いです。

議長

そうですね。購入されてやっていただけるのは、ありがたいことだと思います。他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号4について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

5番

譲渡人 森 ●● さん

譲受人 森 ●● さん

申請地 森字●● 田 ●●㎡

他7筆 合計 ●●㎡

譲受人の耕作面積 ●●㎡

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。本日、●●委員さんが欠席されておりますので委員さんの意見も合わせてご説明します。●●さんは、●●業がメインでほとんど農地の管理ができていない状態でした。●●さんは、●●法人の経営をされておまして、今回、●●さんが荒れていた農地を開墾して整地をされて譲り受けるということです。既に苗を植えているところもありますが、今後は、経営されている●●法人の利用者の方の社会復帰に活用していきながら農業もやっていくことのことです。よろしく願いいたします。以上です。

議長

ありがとうございます。番号5につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号5について承認いたします。
続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

6番

譲渡人	中山町出渕	●●	さん
譲受人	中山町出渕	●●	さん
申請地	中山町出渕	●●	田 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ6番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号6について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 農業委員

この土地は30年ほど前に基盤整備を行った際にできた土地なのですが、基盤整備と言いながら1反ほどの田を3等分にして畦を作ってちょこちょこことやっていたようです。当時から基盤整備といいながら変な感じだなと思っておりま

した。2年目ぐらいから1人は亡くなってもう1人が●●さんでしたが、実質的にはそのころから●●さんが畔を取り払って一枚にして耕作しておりました。今回、中山間事業で●●さんが抜けるということで、これを機会に譲渡しようということでまとまりました。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号6につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号6について承認いたします。

続いて、番号7につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

7番

譲渡人	下三谷	●●	さん
譲受人	下三谷	●●	さん
申請地	下三谷字●●	田	●●㎡
譲受人の耕作面積	●●	㎡	
申請理由	(譲受人)	寺の供仏畑	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ7番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

地元委員の●●さんからの意見は、お寺の敷地に隣接する農地で、●●さんが管理できないので●●寺さんへの寄付を申し出されました。宗教法人では農地が持てないので、住職さんが代表して申請されることになりました。地元の寺総代会で決まったことですのでよろしくお願いいたします。とのことです。以上です。

議長

ありがとうございます。番号7につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

今、事務局から説明がありましたが、お寺は土地が所有できないことがあるのですか。

事務局

農地法で田や畑が持てる法人が株式会社という形態でして、尚且つ株式会社でも農業関連の売り上げが50%以上という条件がございまして、宗教法人やNPO法人は農地を持てません。これは以前からですので、●●委員さんの周辺でもあると思いますが、お寺の土地と言われているところは、お寺の総代さん関係の方が持っていらっしゃる場合が多いと思います。

●● 農業委員

うちの地区で地蔵寺名義の土地があるのですが。

事務局

土地というのが、それこそ2、3年前に農地から転用したような駐車場ではないでしょうか。農地の地目であるとするならば農地改革以前から持っていた可能性があります。

●● 農業委員

そこらへんは分からないのですが、持てないと聞いていたので。

事務局

新規では持てないです。

●● 農業委員

以前は持てたということですね。

事務局

それこそ明治時代の古い銀行が持っている名義のところは伊予市にも実際あるのですが、農地法では新規で持てなくなっております。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号7について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号7について承認いたします。

続いて、番号8につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

8番

譲渡人	東京都	●●	さん
	今治市	●●	さん
	宇和島市	●●	さん
譲受人	稲荷	●●	さん
申請地	米湊字●●	畑	●●m ²
	米湊字●●	畑	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ8番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号8について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

●●さんの田は、この畑の奥側にありまして今まで幅1.5mの一方に塀がある農道を使用しておりましたが、大型のトラクターが入りづらいということでこの土地を田に入るための農道として購入したいということです。どうしても今のままでは作れないとのことですのでよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号8につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

●●秀雄さんの土地は、集落営農に渡しておりまして本人は作っていないです。息子さんも百姓はほとんど手伝っていないような状態で、後継者はおりますが、購入したいところは、ずっと無償で借りて道として使っていました。こちらに規模拡大となっておりますが、ほとんど田んぼは集落営農で作っておりますので、そこらへんはどのようなになっていますか。

事務局

●●さんは、確かにお米は全部やってらっしゃらないと思いますが、レタスやブロッコリーを作られているはずです。今回の申請地の道になっている部分以外のところはブロッコリーを作られていますので、やってないということではないですね。

議長

奥側の田はお米ですね。要は進入口が狭くて通りづらいので、自分の土地にすれば集落営農の人が入るのにしても入りやすくなるということですね。

●● 農業委員

今までも田を通して入っていました。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号8について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号8について承認いたします。

議案第63号

農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

番号 1

議案説明書は、5 ページ、申請地説明図は、位置図が 2 ページ、現地写真は 3 ページをご覧ください。

申請人及び土地所有者は、双海町串、●●さん（●●才）。土地所在地は、双海町串字●●、畑、●●m²。転用目的は、植林。申請地は、樹園地として長年管理されていたが、急峻で園内道も整備出来ず農地としての立地条件が悪く、申請者が高齢となり、農地として管理することが困難であるため、転用申請に至ったものであります。

申請地は、双海町下灘地区の●●集落の南側の山間部に位置し、10ha 未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号 1 について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 農業委員

この園地ですが同志会が全部伐採しました。病気がついて木が太らないということと、上下に図面上は道がありますが、上からミカンを転がしたら下の畑まで転がるような急斜面です。本人も股関節の手術をして歩行がしんどいとのことでやめることにしたそうです。以上です。

議長

ありがとうございます。番号 1 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

無いうでしたら、番号 1 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

議案第64号

伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地から除外の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局

番号1

議案説明書は、6ページ、申請地説明図は、位置図が4ページ、現地写真は5ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、双海町上灘、●●さん(●●才)。土地所在地は、双海町上灘字●●、田、●●m²。計画変更内容は、植林し山林への転用を目的とした、農振・農用地区域からの除外です。

申出地は、田として長年管理していましたが、隣接地の山林化による耕作条件の悪化と申出人の高齢とが重なり、今後農地としての管理が困難であるため、杉を植林し、山林とするために、適切な手続きを行うべく、本申出に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済

第1号要件 代替地：無

第2号要件 周辺農地への影響：無

第3号要件 担い手への影響：無

第4号要件 附帯施設への影響：無

第5号要件 土地基盤整備事業の実施：無

本案件の申出内容は妥当であると考えられ、農用地区域から個別除外することについて、止むを得ないと判断されます。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんは●●才の高齢ということもありまして、写真を見る限りこれほど管理ができた稲作はもったいないなというところですが、実際のところ

ろこの年齢を考えると耕作放棄をする以外にないのではないのかと思います。また、植林するということですが、植林が果たしていいものなのかどうかというのは私個人的な意見ではありますが、今後については、このような状況でありますので審議をお願いします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

委員さんが言われるように田んぼを植林というのがちょっともったいないのですが、誰か近くの人で作ってくれる方はおいでなかったのですか。田んぼでなくても野菜や果樹にして作ってくれるような方はおいでなかったのですか。

事務局

事務局からよろしいでしょうか。4 ページの地図で説明します。北側の●●。ここは写真を撮ったのが令和4年ですので、まだ荒れかけだったのですが、以前はキウイフルールの棚でキウイをしていたところでした。キウイがあるときに比較的金になるキウイフルーツですら次の方を見つけることができませんでした。この●●地区は、●●小学校のさらに上に上がったところなのですが、農業者がほぼいらっやらない状況で、特に水田は今やっている方が辞められると機械もないということで、非常に見つけるのが難しい状況です。事務局としてもキウイとかお金になるところは、後継者というか次の方を探すのですが、実例として数年前にも見つからなかったことがあります。以上です。

議長

他にございませんでしょうか。無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
それでは、報告事項に移ります。

報告第25号

農地法第5条第1項の規定による届出を受理したので、次のとおり報告する。
番号1について、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

譲渡人は、大阪府、●●さん。譲受人は、米湊、株式会社●●、代表取締役●●さん。土地所在地は、米湊字●●、田、●●m²。転用目的は、分譲宅地で、転用面積は、同じく●●m²。権利の種類等は、所有権移転によるものです。以上でございます。

議長

ありがとうございます。報告第25号につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、報告事項ですので次に進みます。

報告第26号

農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。報告事項ですので番号1から5について事務局の一括説明をお願いします。

事務局

1番

貸出人	松山市	●●	さん
借受人	上吾川	●●	さん
届出地	下三谷●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃借権設定	

2番

貸出人	松山市	●●	さん
借受人	上吾川	●	さん
届出地	下三谷●●	田	●●m ²

	下三谷●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

3番

貸出人	森	●●	さん
借受人	森	●●	さん
届出地	森字●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条 賃借権設定（永小作）		

4番

貸出人	森	●●	さん
借受人	森	●●	さん
届出地	森字●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条 賃借権設定（永小作）		

5番

貸出人	佐礼谷	●●	さん
借受人	伊予郡松前町	●●	さん
届出地	中山町佐礼谷●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

議長

報告第26号番号1から5につきまして、委員の皆様からご質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

無いうでしたら、以上で、議案審議、報告を終了いたします。

委員の皆様、ご審議有難うございました。ここで、事務局から連絡事項がありますので、説明をお願いいたします。

(事務局説明)

以上でございます。

それでは、次回は11月27日(水曜日)午後2時30分からウェルピア伊予芙蓉の間での開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。以上をもちまして、第17回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後2時40分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
